エネマネ事業者公募要領
（3次公募用）

令和7年度補正予算
省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金
省エネルギー投資促進支援事業費補助金

2026年6月

本公募要領は、令和７年度補正予算「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」及び「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」に係る「令和７年度補正予算エネマネ事業者公募」について、必要な基準・手続き等を定めたものである。

(参考)省エネルギー投資促進･需要構造転換支援事業費補助金・
省エネルギー投資促進支援事業費補助金を申請及び受給される皆様へ

補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「補助金適正化法」という。）」、及び「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金交付規程」又は「省エネルギー投資促進支援事業費補助金交付規程」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

なお、省エネルギー投資促進･需要構造転換支援事業費補助金、及び省エネルギー投資促進支援事業費補助金は、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「ＳＩＩ」という。）が代表幹事として大日本印刷株式会社（以下「ＤＮＰ」という。）との「共同事業体」として執行する補助金事業です。補助金の交付を申請される間接補助事業者の皆さまとの手続等については、代表幹事であるＳＩＩが行います。

① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。

② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、代表幹事ＳＩＩとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。

③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年１０．９５％の利率）を加えた額を代表幹事ＳＩＩに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、代表幹事ＳＩＩから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。

④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第２９条から第３２条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。

⑤ 代表幹事ＳＩＩから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。

⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額１００万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

⑦ 補助金で取得、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について代表幹事ＳＩＩの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。
なお、代表幹事ＳＩＩは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年３月３１日大蔵省令第１５号）に定める年数）の期間をいう。
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。

⑧ 補助事業に係る資料（申請書類、代表幹事ＳＩＩ発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。

⑨ 代表幹事ＳＩＩは、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等を自社ホームページ等で公表することがあります。（個人・個人事業主を除く。）

目　　次

1. エネルギー需要最適化型における事業概要

1－1.　はじめに ・・・・・・・・・・ 5
1－2.　エネルギー需要最適化型の事業について ・・・・・・・・・・ 5
1－3.　エネルギー需要最適化型における事業の補助要件について ・・・・・・・・・・ 6

2. エネマネ事業者の応募要件

2－1.　エネマネ事業者応募要件について ・・・・・・・・・・ 9
2－2.　エネマネ事業者の業務概要について ・・・・・・・・・・ 10
2－3.　コンソーシアムでの応募申請について ・・・・・・・・・・ 11
別表1　システム要件表について ・・・・・・・・・・ 12
①-1　見える化型EMS（伴走型）のシステム要件 ・・・・・・・・・・ 13
①-2　見える化型EMS（高機能型）のシステム要件 ・・・・・・・・・・ 14
②　制御型EMSのシステム要件 ・・・・・・・・・・ 15
③　高度型EMSのシステム要件 ・・・・・・・・・・ 17

3. （参考資料）中長期計画策定

3－1.　エネルギー管理支援の考え方について ・・・・・・・・・・ 19
3－2.　EMSの制御・運用改善の考え方について ・・・・・・・・・・ 20
3－3.　デマンドレスポンス（DR）の考え方について ・・・・・・・・・・ 22

4. エネルギー需要最適化の事業の流れと実施における留意点

4－1.　エネマネ事業者の事業全体の流れ ・・・・・・・・・・ 25
4－2.　データ登録（オープンデータ）に関して ・・・・・・・・・・ 26

5. エネマネ事業者の応募方法

5－1.　応募の流れ ・・・・・・・・・・ 29
5－2.　提出書類 ・・・・・・・・・・ 30
5－3.　提出方法 ・・・・・・・・・・ 31
5－4.　応募申請期間 ・・・・・・・・・・ 31
5－5.　お問い合わせ・提出先 ・・・・・・・・・・ 31

6. 応募申請書の作成例

6－1.　（様式1）エネマネ事業者応募申請書 ・・・・・・・・・・ 34
6－2.　（別紙）エネマネ事業者応募申請書 ・・・・・・・・・・ 36
6－3.　（様式2）事業者概要書 ・・・・・・・・・・ 37
6－4.　（様式3）実施体制図 ・・・・・・・・・・ 38
6－5.　（様式4）システム概要書 ・・・・・・・・・・ 39
6－6.　（様式4）システム確認書 ・・・・・・・・・・ 40
6－7.　（別紙1）役員名簿 ・・・・・・・・・・ 41
6－8.　誓約書 ・・・・・・・・・・ 42
6－9.　暴力団排除に関する制約事項 ・・・・・・・・・・ 43
6－10.（参考）エネマネ事業者PRシートについて ・・・・・・・・・・ 44
6－11.（参考）日本標準産業分類 ・・・・・・・・・・ 45

7. 個人情報保護方針

個人情報保護方針（プライバシーポリシー） ・・・・・・・・・・ 47

令和７年度補正予算「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」及び「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」は、以下の事業区分（Ⅰ）～（Ⅳ）がありますが、各事業区分によって適用される補助事業・公募要領・申請方法等が異なります。

【全体概要】令和７年度補正予算事業

事業区分	令和7年度補正省エネ・非化石転換補助金	
	工場・事業場型	設備単位型
（Ⅰ） 工場・事業場型	○	-
（Ⅱ） 電化・脱炭素 燃転型	-	○
（Ⅲ） GX設備単位型 設備単位型	-	○
（Ⅳ） エネルギー需要 最適化型	○	○

令和７年度補正予算エネマネ事業者公募は、令和７年度補正予算「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」及び「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の両事業における赤枠内（Ⅳ）エネルギー需要最適化型の事業を実施するエネマネ事業者を公募するものです。

セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR制度）について

JC-STAR制度は、インターネットとの通信が行える幅広いIoT製品を対象として、共通的な物差しで製品に具備されているセキュリティ機能を評価・可視化することを目的として、 2024年8月に経済産業省が公表した「IoT製品に対するセキュリティ適合性評価制度構築方針」に基づき構築された制度です。
ＥＭＳシステム・機器を構成するIoT機器においても、当該制度の適合ラベルを取得しているものであることが推奨されます。
制度の詳細については、以下独立行政法人情報処理推進機構のホームページをご参照ください。
https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/index.html

１．エネルギー需要最適化型における事業の概要

※ 本事業は、ＳＩＩが代表幹事としてＤＮＰとの共同事業体で執行いたします。エネマネ事業者の皆さまとの手続き等については、代表幹事であるＳＩＩが行うため、以降のページにおける事業実施主体は、すべてＳＩＩと記載いたします。

1. エネルギー需要最適化型における事業の概要

1－1 はじめに

本公募要領は、令和７年度補正予算「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」及び「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の両事業において、補助事業者と共同でエネルギー需要最適化型の事業を実施する者（以下「エネマネ事業者」という。）の公募について、必要な基準・手続き等を定めたものである。

本公募において、採択を受けたエネマネ事業者は、両事業のエネルギー需要最適化型の事業を補助事業者と共同で申請することができる。

本事業では、省エネルギーに関するノウハウや専門家を持たない中小事業者等に対して、予め定められたＥＭＳの導入に加え、エネルギー管理支援サービスを締結し、省エネの知見を有するエネマネ事業者がサードパーティとして計測データを活用した省エネのノウハウ等を提供することで、補助事業者自らが工場や事業場の省エネに取り組めるようにすることを目的とする。

加えて、エネルギー利用最適化の第一歩であるエネルギー使用量の『可視化』を後押しすることも含め、補助事業者、工場や事業場のエネルギーマネジメントをより高度化できるようにすることを目的とする。

また、エネルギー需要最適化型の事業では、省エネ効果２％を目安としたエネルギー利用の改善に向けた取組を行う場合に、当該ＥＭＳの導入費用を支援する。

1－2 エネルギー需要最適化型の事業について

エネルギー需要最適化型の事業とは令和７年度補正予算「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」及び「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の両事業（以下「補助事業」という。）において、ＳＩＩが指定したＥＭＳを用いて、効果的にエネルギー使用量およびエネルギー需要の最適化を図る事業をいう。

エネマネ事業者は、補助事業者の事業所に対してＥＭＳを適切に設置するとともに、自らが有するＥＭＳの機能を活用したエネルギー管理方法を補助事業者に提供し、補助事業の省エネルギー化と効率的なエネルギーの需給調整をより一層進める役割を担う。

1－3 エネルギー需要最適化型における事業の補助要件について

エネルギー需要最適化型の事業は、ＳＩＩに採択されたエネマネ事業者と登録された以下のＥＭＳを用いて、より効果的に省エネルギー化を図り、省エネ効果２％を目安に改善を行う事業である。

No.		名称	機能	エネルギー管理支援
①	①-１	見える化型 ＥＭＳ	（伴走型） エネルギー使用量の計測・見える化機能を有したＥＭＳ。エネマネ事業者により、収集したデータを用いた分析・提案を行う。	必須
	①-２		（高機能型） エネルギー使用量を計測し、自ら分析した結果をダッシュボード上で見える化するなど、気付きやアドバイスを行う機能を有した、事業者が自ら省エネ活動が展開できるＥＭＳ。	任意
②		制御型 ＥＭＳ	エネマネ事業者のエネルギー管理支援に必要な計測・見える化・制御機能およびセンターシステムを有したＥＭＳ。	必須
③	③-１	高度型 ＥＭＳ	（オートチューニング型） ＡＩで実際の稼働状況を学習し自動でチューニングする機能を有するＥＭＳ。	任意
	③-２		（モデル予測制御型） モデル予測制御により最適化された運転を実現するＥＭＳ。	任意

2. エネマネ事業者の応募要件

2. エネマネ事業者の応募要件

2－1 エネマネ事業者応募要件について

以下、（1）～（3）を満たすことを応募要件とする。ＳＩＩは、応募申請時に提出された申請書類により応募要件を満たしているか審査を行う。さらにＳＩＩ内に設置した学識経験者を含む関係分野の専門家で構成される審査委員会の審査結果を踏まえエネマネ事業者の採択を決定する。

（1）エネマネ事業者要件

以下①～⑨の要件を満たしていること。

① 日本国内において登記された法人であること。
② 補助事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。
※ 直近の決算において債務超過の場合は対象外とする。（コンソーシアムを構成する場合は、幹事社が②の要件を満たす場合はこの限りではない。）
③ 経済産業省所管の補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと。
④ 応募申請書類「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当しないこと。
⑤ 補助事業に携わる部署において情報セキュリティ対策の管理が実施されていること。
（ＪＩＳＱ２７００１相当の第三者認証取得が望ましい。）
⑥ 補助事業に限らず、過去５年間において、ＥＭＳの導入及びエネルギー管理支援サービスまたはそれに類する支援を提供した実績があること。（コンソーシアムを構成する場合は、幹事社が実績を有していればこの限りではない。）
⑦ ＳＩＩが定めた誓約書に承諾し、遵守すること。
⑧ エネマネ事業者の業務（Ｐ．１０）について不足なく遂行すること。
⑨ 国又はＳＩＩが調査（アンケート等）を実施する場合は、協力すること。

（2）システム要件

ＳＩＩが指定する機能（Ｐ．１２～１７）を実装しているＥＭＳを提供できること。

（3）エネルギー管理支援者要件

補助事業者が実施する以下①～④の項目について、補助事業者を支援する能力を有すること。なお、エネルギー管理支援にあたっては、事業実施中の適切な時期において、補助事業者に対して、エネルギー管理支援報告書を提出すること。（詳細はＰ．１９を参照）

① 省エネルギー等の計画立案
事業実施前の工場・事業場全体のエネルギー使用量を把握し、ＥＭＳ導入の計画を立てる。
② 省エネルギー計画の確実な実施
事前に立案した省エネルギー計画に基づく、継続的な見直し等を含む計画の遂行。
③ 省エネルギー実績の把握
設置した補助対象設備を活用した省エネルギー計画に基づく「省エネルギー実績」の把握。
④ 運用改善の実施
省エネルギー実績を踏まえた、更なる省エネルギー効果が得られるような運用改善の実施。

2. エネマネ事業者の応募要件

2－2 エネマネ事業者の業務概要について

エネマネ事業者は、補助事業において以下①～⑥の業務を確実に実施すること。補助事業者からの求めに応じて支援等を行う場合は、交付規程、公募要領に則り適切に行うこと。また、補助事業の手続に関わる全ての情報を補助事業者に共有し、両社が同じ責任のもとで申請を行うこと。

① 問い合わせ窓口の設置・公表と対応

補助事業に関する問い合わせ窓口（ＴＥＬ・Ｍａｉｌ等）を設置・公表し、補助事業者に適切なアドバイスや提案等行い、確実に対応すること。

② 従事者への教育

エネマネ事業者は、交付申請までに、エネルギー需要最適化型の事業に携わる全ての従事者に対し、交付規程・公募要領等を用いて、補助事業における遵守すべき事項、エネマネ事業者としての義務を理解できるよう研修等を行うこと。

※国又はＳＩＩから本事項についての資料、受講者名簿、報告書等を求めることがあるので必要書類として作成しておくこと。

③ ＥＭＳの導入支援

ＳＩＩからの交付決定後、エネマネ事業者は補助事業者に対し適切にＥＭＳの設置を行い、ＥＭＳにより確実にエネルギー消費量が実測できているかを確認し、実測データがシステムに蓄積・表示できていることを、必ずチェックリストを基に確認すること。

④ ＥＭＳ機能を活用したエネルギー管理方法の共有

エネマネ事業者は、補助事業者に対して、設備の使用方法等の扱い方を正確に伝えること。

⑤ エネルギー管理支援サービスの提供

補助事業者へエネルギー管理支援サービスを提供する場合、エネルギー管理支援サービスにおいては、「エネルギー管理支援者要件」に記載の①～④の支援を提供するほか、以下の業務を行うこと。

- エネルギー実績を評価、分析した上でチューニング等の運用改善提案を実施
- ＥＭＳ活用計画の策定支援
- データ登録（オープンデータ）
- 調査、検査等への対応

※ 「見える化型ＥＭＳ（①-２ 高機能型）」及び「高度型ＥＭＳ」を導入する場合はサービス提供を必須としない。

※ エネルギー管理支援サービスを提供した場合、３年間の実績データ（オープンデータ）の提出を行うこと

※ エネルギー管理支援サービスの提供においては、ＥＭＳ活用計画および３年間のオープンデータの対応を考慮し、補助事業者と協議すること。

⑥ 調査・検査等への対応

- 国またはＳＩＩが調査や検査を実施する場合は、適切に対応すること。

【留意事項】

過年度の補助事業（エネマネ事業を含む）において、エネマネ事業者における業務を確実に実施していないとの指摘や疑義が生じた事業者については、ヒアリング等で詳細に審査を行い、外部委員会に採択の可否を諮ることとする。エネマネ事業者が適切に補助事業者に対して運用改善等を行っていないことが発覚した場合、本事業以降のエネマネ事業者の採択を取り消す場合があるので注意すること。

2－3 コンソーシアムでの応募申請について

原則、単独でＥＭＳを提供することを前提とするが、より広く展開することを目的に、「特定のＥＭＳを相互共有して提供する場合」のみコンソーシアムを構成して応募申請することができる。なお、幹事社及びコンソーシアム事業者が、他のコンソーシアム事業者として応募申請することはできない。
コンソーシアムを構成する場合、センター（クラウド）システムの管理及びコンソーシアムをとりまとめる幹事社を１社選定しなければならない。（「見える化型ＥＭＳ」、「高度型ＥＭＳ」を導入する場合、センターシステムの運用は必須としない。）

幹事社はコンソーシアム事業者がエネマネ事業者要件（Ｐ．９）を満たし、エネマネ事業者の業務概要（Ｐ．１０）を理解していることを確認した上で応募申請すること。

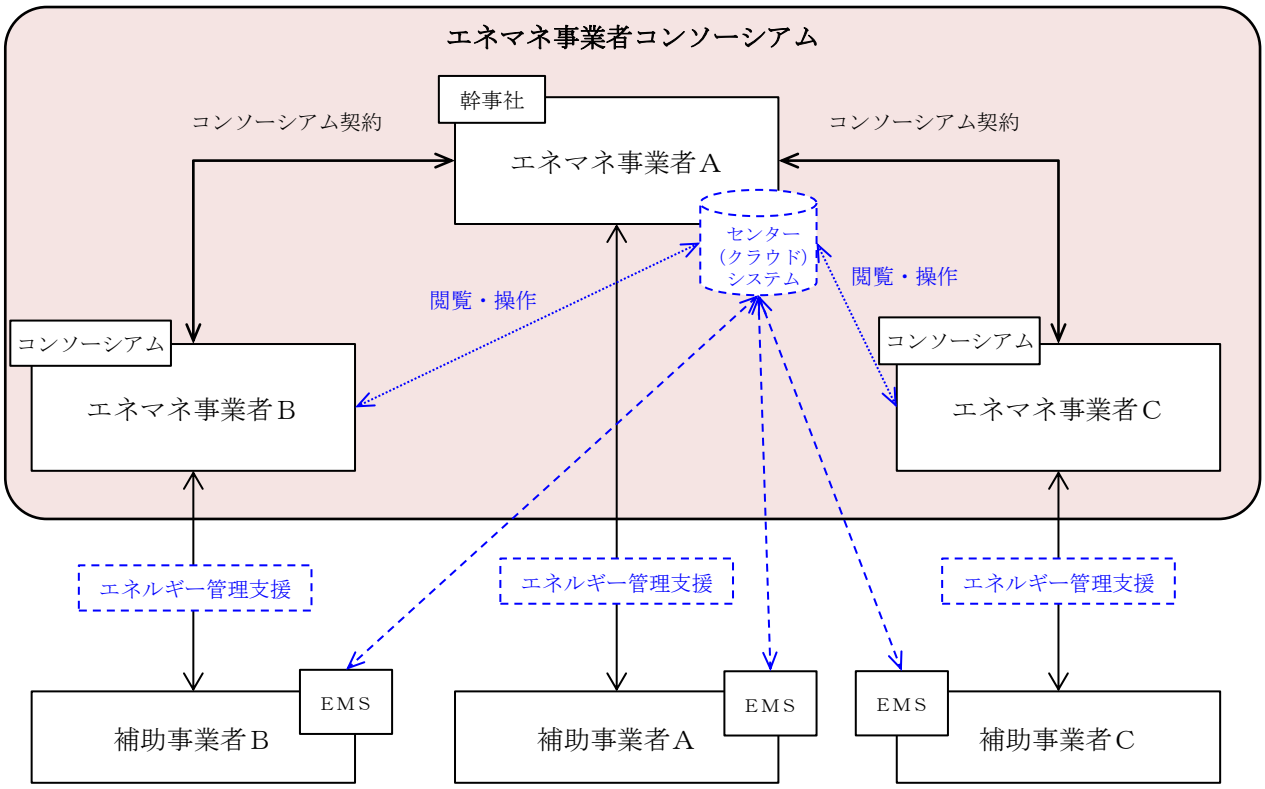

［注意事項］

- エネルギー管理支援サービスは、各エネマネ事業者が直接、補助事業者と契約すること。
- エネルギー管理支援サービスを提供するエネマネ事業者は、必ず省エネルギー実績の把握（Ｐ．９（３）③）の業務が実施できる体制、ノウハウ、知見を有すること。
- 幹事社は、自社が管理権限を持つセンター（クラウド）システムでコンソーシアムがサービス提供する全補助事業者のエネルギーデータの閲覧・データ抽出・遠隔管理が行えるようシステム管理権限を必ず有すること。
- 以下の点について記載があるコンソーシアム契約書を締結すること。
  - ✓ コンソーシアム事業者がＥＭＳ機能または、エネルギー管理支援サービスを継続提供できなくなった場合は、幹事社がそのサービスを代わって継続提供すること。
  - ✓ コンソーシアム事業者がＳＩＩへデータの登録（Ｐ．１０　⑤）が行えない場合、幹事社がコンソーシアム事業者に代わって登録すること。
  - ✓ コンソーシアム内の情報セキュリティに関する取扱いについて規定化すること。
- コンソーシアムから離脱するエネマネ事業者（幹事社含む）が発生する場合は、速やかにＳＩＩへ報告すること。

2. エネマネ事業者の応募要件

別表１　システム要件表について

本事業において、ＥＭＳはその機能により以下５つに分類される。
それぞれのＥＭＳのシステム要件は各説明ページを確認のうえ、適合するＥＭＳを登録すること。

No.		名称	機能	エネルギー管理支援	参照ページ
①	①-１	見える化型ＥＭＳ	（伴走型） エネルギー使用量の計測・見える化機能を有したＥＭＳ。 エネマネ事業者により、収集したデータを用いた分析・提案を行う。	必須	P. 13
	①-２		（高機能型） エネルギー使用量を計測し、自ら分析した結果をダッシュボード上で見える化するなど、気付きやアドバイスを行う機能を有した、事業者が自ら省エネ活動が展開できるＥＭＳ。	任意	P. 14
②		制御型ＥＭＳ	エネマネ事業者のエネルギー管理支援に必要な計測・見える化・制御機能およびセンターシステムを有したＥＭＳ。	必須	P. 15～16
③	③-１	高度型ＥＭＳ	（オートチューニング型） ＡＩで実際の稼働状況を学習し自動でチューニングする機能を有するＥＭＳ。	任意	P. 17
	③-２		（モデル予測制御型） モデル予測制御により最適化された運転を実現するＥＭＳ。	任意	

別表１　システム要件表について

①-１ 見える化型ＥＭＳ（伴走型）（エネルギー管理支援を必要とする）のシステム要件

「①-１ 見える化型ＥＭＳ（伴走型）」は、以下の機能及び、自ら提供するエネルギー管理支援に必要な機能を有すること。分析・提案機能を備えていない「①-１ 見える化型ＥＭＳ（伴走型） 」を導入する場合は、必ずエネルギー管理支援を行うこと。

区分	Ｎｏ.	項目	要件
導入拠点	1	エネルギーの計測	• 補助対象設備及び事業者が自ら定める範囲について、設備単位又は工程・プロセス単位でのエネルギー消費量（及び運用改善に資するデータ）を計測できること。
	2	見える化	• 計測対象の設備又は工程・プロセスについて、ダッシュボード等、エネルギー消費量の変動内容を分析できる形で出力し、補助事業者にもエネルギー消費の変動状況がわかりやすい形で提示できること。 • 計測対象において、１カ月以内のエネルギー使用量を閲覧できること。 • 電力は事業者が自ら定めた計測範囲毎に３０分以内の使用量を閲覧できること。 • Ｗｅｂブラウザ経由での閲覧でも可とする。
	3	データ保存（※１）	• 計測対象について、エネルギー種別・設備ごとに３０分以内のエネルギー使用量データを１年間保存できること。

※1　センターシステムでの保存も可とする。

①-１見える化型ＥＭＳ（伴走型）のシステム構成例

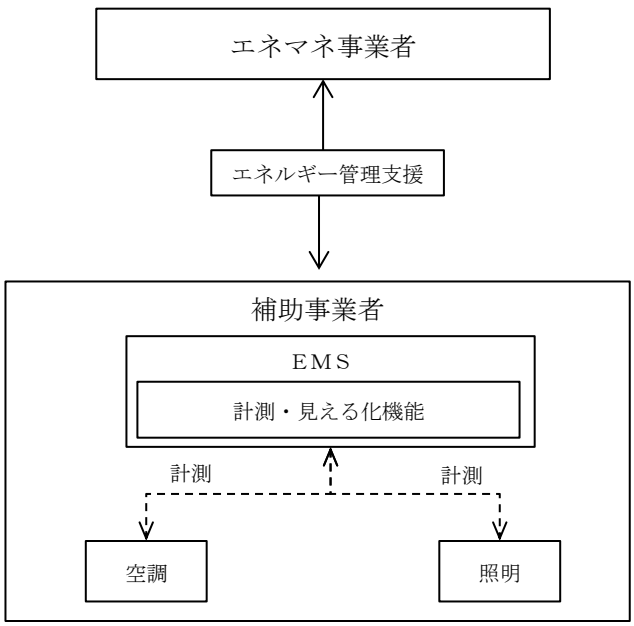

別表１　システム要件表について

①-２ 見える化型ＥＭＳ（高機能型）（エネルギー管理支援を必要としない）のシステム要件

「①-２ 見える化型ＥＭＳ（高機能型）」は、以下の機能を有すること。
分析・提案機能を備えている「①-２ 見える化型ＥＭＳ（高機能型）」を導入する場合は、エネマネ事業者によるエネルギー管理支援は任意とする。

区分	Ｎｏ.	項目	要件
導入拠点	1	エネルギーの計測	• 補助対象設備及び事業者が自ら定める範囲について、設備単位又は工程・プロセス単位でのエネルギー消費量（及び運用改善に資するデータ）を計測できること。
	2	見える化	• 計測対象の設備又は工程・プロセスについて、ダッシュボード等、エネルギー消費量の変動内容を分析できる形で出力し、補助事業者にもエネルギー消費の変動状況がわかりやすい形で提示できること。 • 計測対象において、１カ月以内のエネルギー使用量を閲覧できること。 • 電力は事業者が自ら定めた計測範囲毎に３０分以内の使用量を閲覧できること。 • Ｗｅｂブラウザ経由での閲覧でも可とする。
	3	データ保存（※１）	• 計測対象について、エネルギー種別・設備ごとに３０分以内のエネルギー使用量データを１年間保存できること。
	4	分析・提案	• 見える化の機能に加えて、エネルギー消費上無駄が生じている点を自動で検出し、独自で収集した影響因子の変数等を学習、設備の最適稼働を自動算出し、それに基づき補助事業者に対し気づきの共有・アドバイスの実施ができる機能を有すること。

※１　センターシステムでの保存も可とする。

①-２見える化型ＥＭＳ（高機能型）のシステム構成例

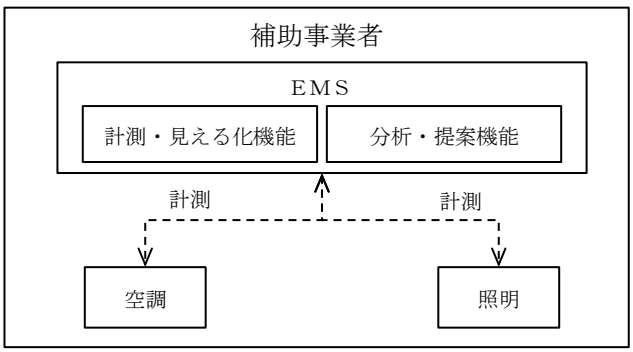

別表１　システム要件表について

②制御型ＥＭＳのシステム要件

「②制御型ＥＭＳ」は、原則、エネマネ事業者が管理する「センター（クラウド）システム」と、補助事業者の事業所に設置する「拠点ＥＭＳ」から構成されるＥＭＳのことをいう。エネマネ事業者はＳＩＩが指定する以下の機能及び、自ら提供するエネルギー管理支援に必要な機能を実装したＥＭＳを用いること。

区分	Ｎｏ.	項目	要件
導入拠点	1	エネルギーの計測（※１）	• 見える化機能の実現及び、エネルギー管理支援に必要な項目の計測を行えること。 • 補助対象設備及び事業所全体または事業者が自ら定める範囲について、設備単位又は工程・プロセス単位でのエネルギー消費量（及び運用改善に資するデータ）を計測できること。 • 更新設備及び事業所全体の受電電力量の計測は必須とする。 • ＥＭＳの制御対象にガス・油等が該当しない場合は、ガス・油等の計測を行わず、１ヶ月以内の検針票値入力でも可とする。
	2	見える化	• 電力・ガスその他エネルギーを含め、１カ月以内の工場・事業場全体のエネルギー使用量を統一単位（原油換算ｋｌ）で閲覧できること。 • 電力は全体と設備カテゴリ別（空調・照明等）の３０分以内の電力使用量を閲覧できること。 • Ｗｅｂブラウザ経由での閲覧でも可とする。 • 運用改善に資するデータを表示・確認できること。
導入拠点	3	接続機器の制御	• エネルギー管理支援に必要な制御が行えること。 • 省エネルギー更新設備や他既存設備に対し、自動でエネルギーを削減する制御機能を有すること。
	4	制御ログの保存	• ＥＭＳによる制御効果を把握するために、必要な制御ログ等を取得・保存できること。（アンサーバック等。）
	5	短期的な通信遮断への対応（※２）	• 短期的な通信遮断により、センターシステムとの通信が一時的に遮断されても、導入拠点のＥＭＳで制御・計測・データ保存を継続し、通信回復後にセンターシステムに通信遮断時間分のデータを連携できること。
	6	スタンドアロン稼働	• センターシステムとの通信を完全に遮断した場合またはエネルギー管理支援終了後でもスタンドアロンでＥＭＳを継続的に使用できること。 • 機器やソフトウエアの追加を行うことも可。 • 有償・無償は問わない。
センターシステム	7	遠隔管理	• 幹事社が管理するセンターサーバーで、コンソーシアム事業者分も含めて接続されている全工場・事業場の遠隔管理を行えること。 • 遠隔管理とは遠隔制御（ＯＮ／ＯＦＦ等）や制御設定変更（目標値変更等）機能と、見える化機能のことを言う。
	8	データ保存（※３）	• ＳＩＩが指定するフォーマットで３年間のデータ登録を行うために、必要な粒度・項目・期間でデータ保存が行えること。
	9	デマンドレスポンス（通知／制御機能）	• 電力会社等からの要請を受け取り、要請地域の導入拠点に対し必要な事前告知と制御を行う機能を有すること。

※１　電気、ガス、石油、熱等の外部購入エネルギー。内部で発生する熱等は対象外。
※２　２４時間以上は拠点ＥＭＳにデータを保存できること。
※３　指定報告フォーマット(属性・月間値・３０分値)はＳＩＩホームページからダウンロードして確認すること。
　　また、ＥＭＳにおけるデータ保存は、導入拠点での保存も可とする。

別表Ⅰ　システム要件表について

②制御型ＥＭＳのシステム構成例

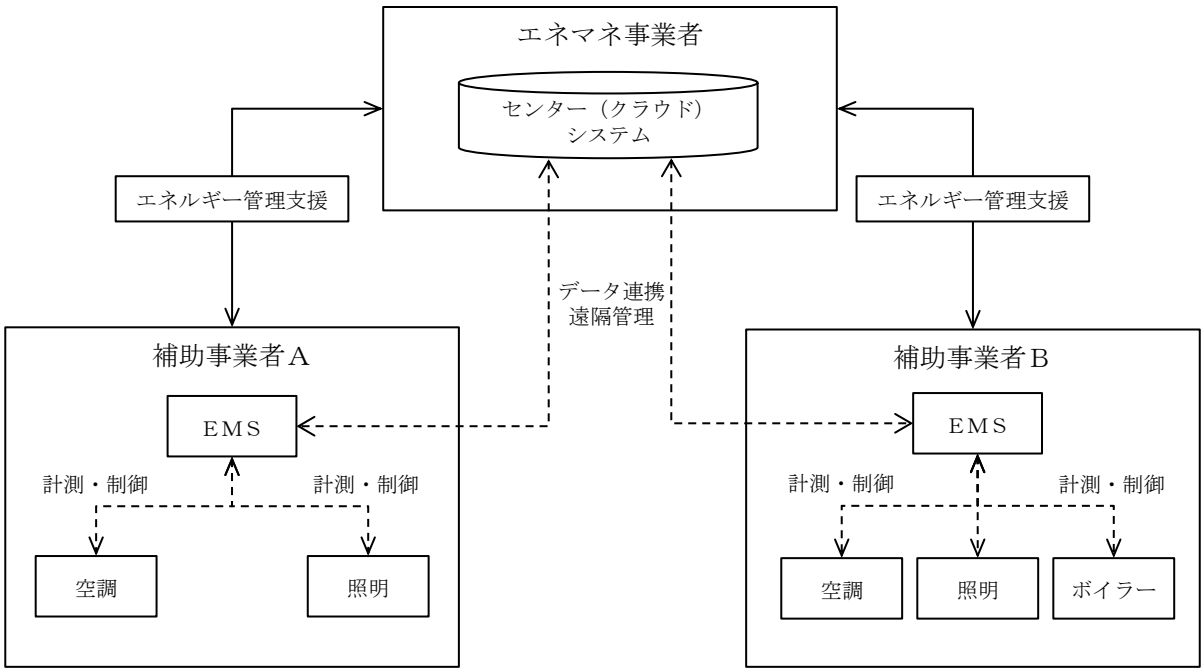

［注意事項］

- 幹事社は、自社が管理権限を持つセンター（クラウド）システムでコンソーシアムがサービス提供する全補助事業者のエネルギーデータの閲覧・データ抽出・遠隔管理が行えるようシステム管理権限を必ず有すること。
- ＥＭＳの補助対象範囲は後日公開する公募要領を参照すること。
  ※ センター（クラウド）システムは補助対象外。

別表Ⅰ　システム要件表について

③高度型ＥＭＳのシステム要件

「③高度型ＥＭＳ」は、ＡＩで実際の稼働状況を学習し、自動でチューニングする機能を有するＥＭＳ（③-１オートチューニング型）や、モデル予測制御により最適化された運転を実現するＥＭＳ（③-２モデル予測制御型）をいう。なお、エネルギーの計測・見える化・制御の機能・データ保存を有すること。

＜高度型ＥＭＳとして認められるケース＞

（オートチューニング型）

- ＥＭＳ自らが制御データと実際の出力状況を学習し、機器の設定を最適化させ、設備の使用における省エネルギーに取り組むシステム・機器。
- ＡＩを活用し、独自で収集した影響因子の変数等を学習、設備の最適稼働を自動算出し、それに基づき制御または運用改善を行うシステム・機器。

（モデル予測制御型）

- 工場等の複数の制御対象設備について、その稼働状況を数理モデルで表現するとともに、制御対象設備の実際の稼働状況等の数値を継続的に取得し、制御対象設備全体としてのエネルギー消費量がより少なくなるよう最適化問題を継続的に解くことによって、各設備に対して制御入力を行うための一連のシステム・機器。

＜高度型ＥＭＳとして認められないケース＞

- デマンドコントローラーのみの機能や、単一な制御機構に則ったチューニング機能のみを有するもの。
- ＡＩ学習機能や分析・提案機能を有するものの、エネルギーの計測・見える化・制御の機能・データ保存を有していないもの。

【高度型ＥＭＳにおける提出書類】

高度型ＥＭＳの登録申請を行う場合は、Ｐ．３０記載の「提出書類」に加え、以下の書類を提出すること。

- 高度型ＥＭＳにおいては、その導入実績と導入事例資料を必ず提出すること。
- 高度型ＥＭＳにおいては、カタログまたはホームページを印刷したものなど、高度型要件に適合することが読み取れる資料を必ず提出し、該当する箇所にマーカーなどでラインを引くこと。

③高度型ＥＭＳのシステム構成例

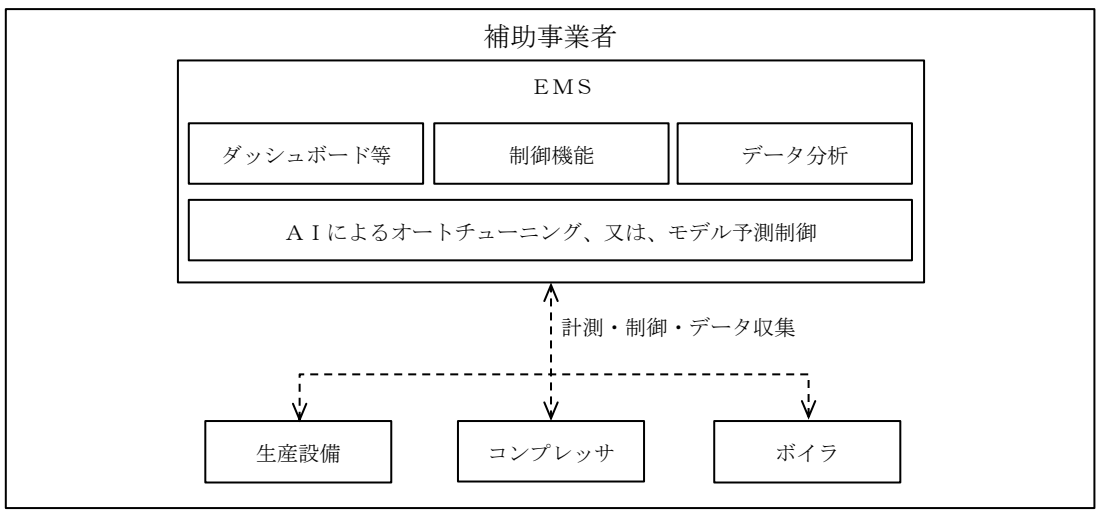

※　データ保存は導入拠点、センターサーバーいずれでも可とする。

3.（参考資料）EMS活用計画策定

3.（参考資料）EMS活用計画策定

エネルギー需要最適化型事業においては、令和６年度補正予算事業より、ＥＭＳの活用による省エネの取組についての中長期計画の策定・成果の公表を、ＥＭＳの導入事業者に対して求めることとする。（ＥＭＳ活用計画や成果公表の詳細は、後日公開する補助事業の公募要領を参照すること）

エネマネ事業者は、同計画の策定にあたって、具体的な省エネ取組の提案を行う等、事業者に対して必要な支援を行うこと。

3－1 エネルギー管理支援の考え方について

エネルギー管理支援を行う場合は、下図の①から④のＰＤＣＡサイクルを回すことで、継続的な運用改善を行うことが望ましい。

（Ｐｌａｎ）　省エネルギー計画の立案、省エネ施策の検討

（Ｄｏ）　省エネ施策の実施

（Ｃｈｅｃｋ）　省エネ効果の確認

（Ａｃｔｉｏｎ）　省エネ施策の定着、更なる省エネ取組の実施

なお、エネルギー管理支援にあたっては、エネマネ事業者は、事業実施中の適切な時期において、補助事業者に対して、エネルギー管理支援報告書を提出することを要件としている。（Ｐ．９参照）
エネマネ事業者から補助事業者へ提出する「エネルギー管理支援報告書」の内容は、以下の内容を満たすこと。

- エネマネの対象工程におけるエネルギー消費量実績（全体・燃料種別）
  - ＥＭＳ導入当初のエネルギー使用量
  - 省エネ取組実施後のエネルギー使用量
  - 省エネルギー達成率
- 省エネルギー取組
  - 補助事業者が実施可能と考えられる省エネ取組

※ 報告書作成時点で提案済みのものも含めて記載すること
※ 省エネルギー達成率が２％に満たない場合には、提案済みのものに加え、追加の提案を行うこと
※ 合計で３項目以上の省エネ取組を提案すること

3－2 EMSの制御・運用改善の考え方について

【ＥＭＳ制御による省エネルギー量の事例】

機器種別	事 例
照明	制御事例：照明計測による調光制御等
	● 制御対象照明の各回路を直接実測した値 ● 各分電盤別電力使用量を実測、分電盤内の照明以外の電力使用量（ＯＡ・コンセント系）を実測し、差し引いて計算した照明の値 ● 調光制御を行う場合、調光出力と使用電力の比例関係を求めて計算した値
空調	制御事例：空調機ファンのＩＮＶ制御、外気冷房制御、最小外気取入れ制御（CO_2濃度制御）等
	● 制御前、制御中の空調機使用電力量実測値から空調機自体の削減量を算出した値 ● 熱源エネルギー削減量も加える場合、負荷計測温度等から熱量を算出し熱源負荷削減量として加算した値 ● 類似した建物用途・規模・エリアなどの自社実績を根拠とした数値
熱源	制御事例：熱源機台数制御、最適起動停止制御、送水温度設定制御等
	● 外気取り入れ制御など負荷熱量調節で熱源負荷削減を図る場合、温度湿度計測値より外気エンタルピ演算にて負荷熱量を算出し、これを削減量とする値（実際の熱負荷削減量を演算している値） ● 類似した建物用途・規模・エリアなどの自社実績等を根拠とした数値

※ＥＭＳプログラム変更や設定値の変更などによる効果は、ＥＭＳ制御による省エネルギー効果に含むこと。

【ＥＭＳを活用した運用改善の事例】

機器種別	事 例
照明等	● 使用実態に合わせた照明点灯時間の調整（タイマー等によるもの） ● エリア別照度計測結果による照明照度や点灯エリアの調整、点灯エリアの細分化
空調等	● 空調立ち上げ時間変更や運転台数調整等によるもの ● 冷温熱と搬送動力を組み合わせた効率の改善 ● 室温やCO_2濃度実測結果に基づく温度設定やダンパ開度の最適化 ● 冷却水温度の最適化
生産設備等	● 燃焼機器の燃焼効率調整、空気比の調整 ● 圧縮機等の適正圧力調整 ● ボイラー・圧縮機等の運転台数や台数制御の見直し・運転スケジュール調整 ● ＥＭＳの計測結果をもとに生産ラインにおける稼働条件の見直し（生産計画の改善・待機時間の削減）

3－2 EMSの制御・運用改善の考え方について

ＥＭＳ制御による省エネルギー効果の計測、計算は、以下の方法を参考のこと。

１.連続計測データと制御履歴から計算を行う方法

ＥＭＳ制御省エネルギー量 ＝ 削減出力（実測値）× 制御時間（実制御時間）

換気ファン間欠運転制御の場合の計測例

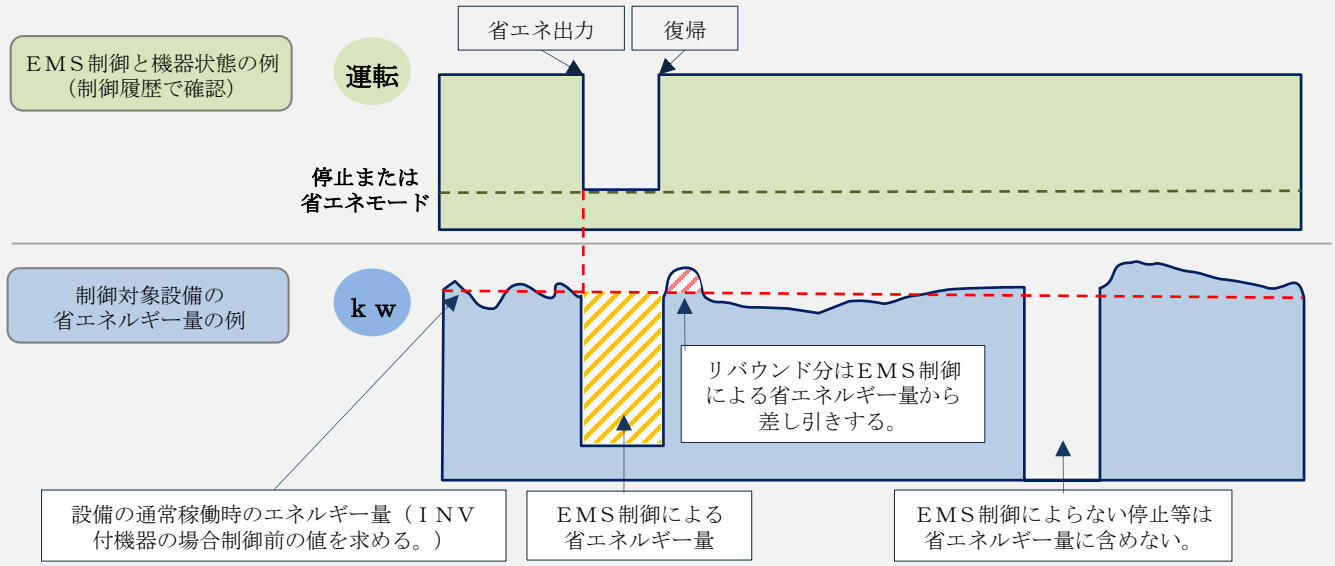

２.一定期間の制御有無の計測データから計算を行う方法（上記連続計測データからの算出が困難な場合）

ＥＭＳ制御省エネルギー量 ＝ 制御無エネルギー使用量実績 － 制御有エネルギー使用量実績

常に制御指令がＯＮであり、設備状況や負荷状況により効果となる制御の場合の計算例
空調ＩＮＶ制御等の場合

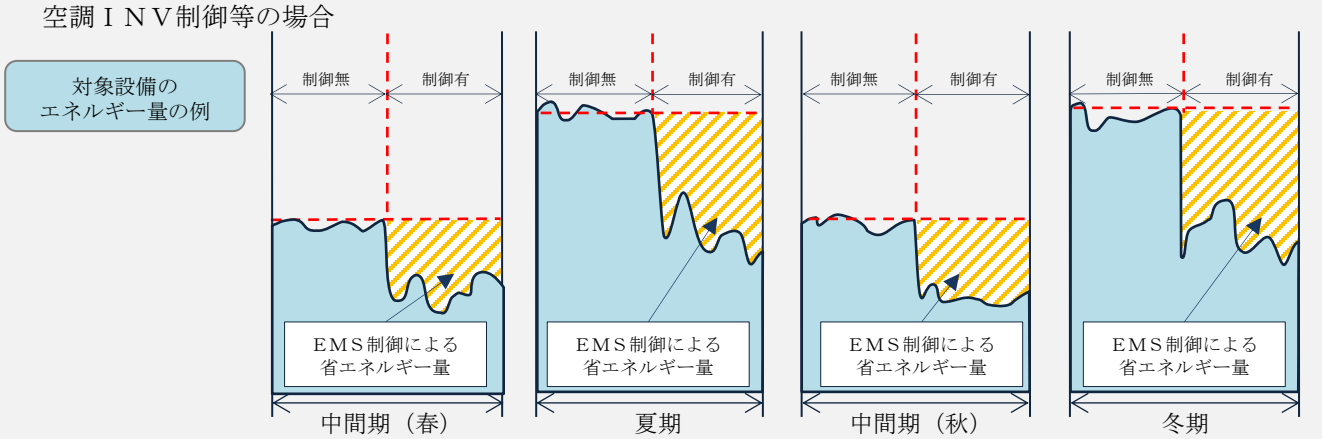

１年間を４つの期間に分け、同一条件（一週間程度）で計測したイメージ図

- ✓ 制御有無は同じ条件（気温・負荷・生産量等）で計測を行うこと。ただし、条件に違いがある場合には、その影響を分析評価して計算に加えること。
- ✓ 制御有無の計測時間は、設備種類や制御方法に応じて、制御効果が十分に比較できる期間計測すること。
- ※ 季節変動がある設備（空調等）は夏季・中間期・冬季で各々制御有無の計測を行う方法でもよい。

3－3 デマンドレスポンス（DR）の考え方について

「制御型ＥＭＳ」の要件におけるデマンドレスポンス（ＤＲ）は、エネマネ事業者側の操作により、補助事業者のエネルギーリソースを制御することで、電力需要パターンを変化させる取り組みを指す。
ＤＲ機能を有するＥＭＳは、電力会社等からの要請を受け取り、要請地域の導入拠点に対し必要な事前告知を行う通知機能と、制御を行う制御機能を有していること。（Ｐ．１５参照）

- デマンドレスポンス（ＤＲ）は、再エネ余剰時等に電力需要を増加させる「上げＤＲ」、電力需給ひっ迫時に電力需要を減少させる「下げＤＲ」の２つを想定する。

項目	概要	ＤＲの方法	イメージ
上げＤＲ	再エネ余剰時等に 電力需要を 増加させるＤＲ	エネマネ事業者が、 電力会社等から要請を 受け取り、導入拠点に 電力の需要増加を指令する。	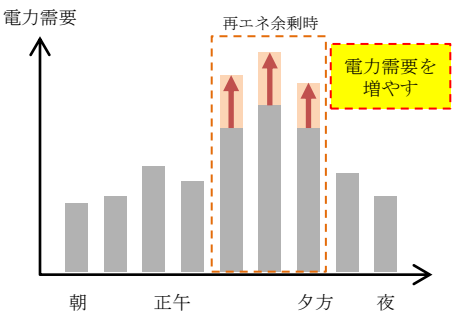
下げＤＲ	電力需給ひっ迫時に 電力需要を 抑制させるＤＲ	エネマネ事業者が、 電力会社等から要請を 受け取り、導入拠点に 電力の需要抑制を指令する。	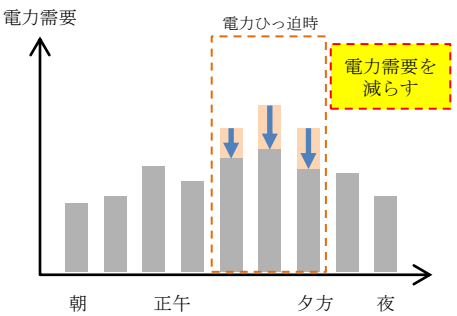

４．エネルギー需要最適化型の事業の流れと実施における留意点

4. エネルギー需要最適化型の事業の流れと実施における留意点

4－1 エネマネ事業者の業務全体像と流れ

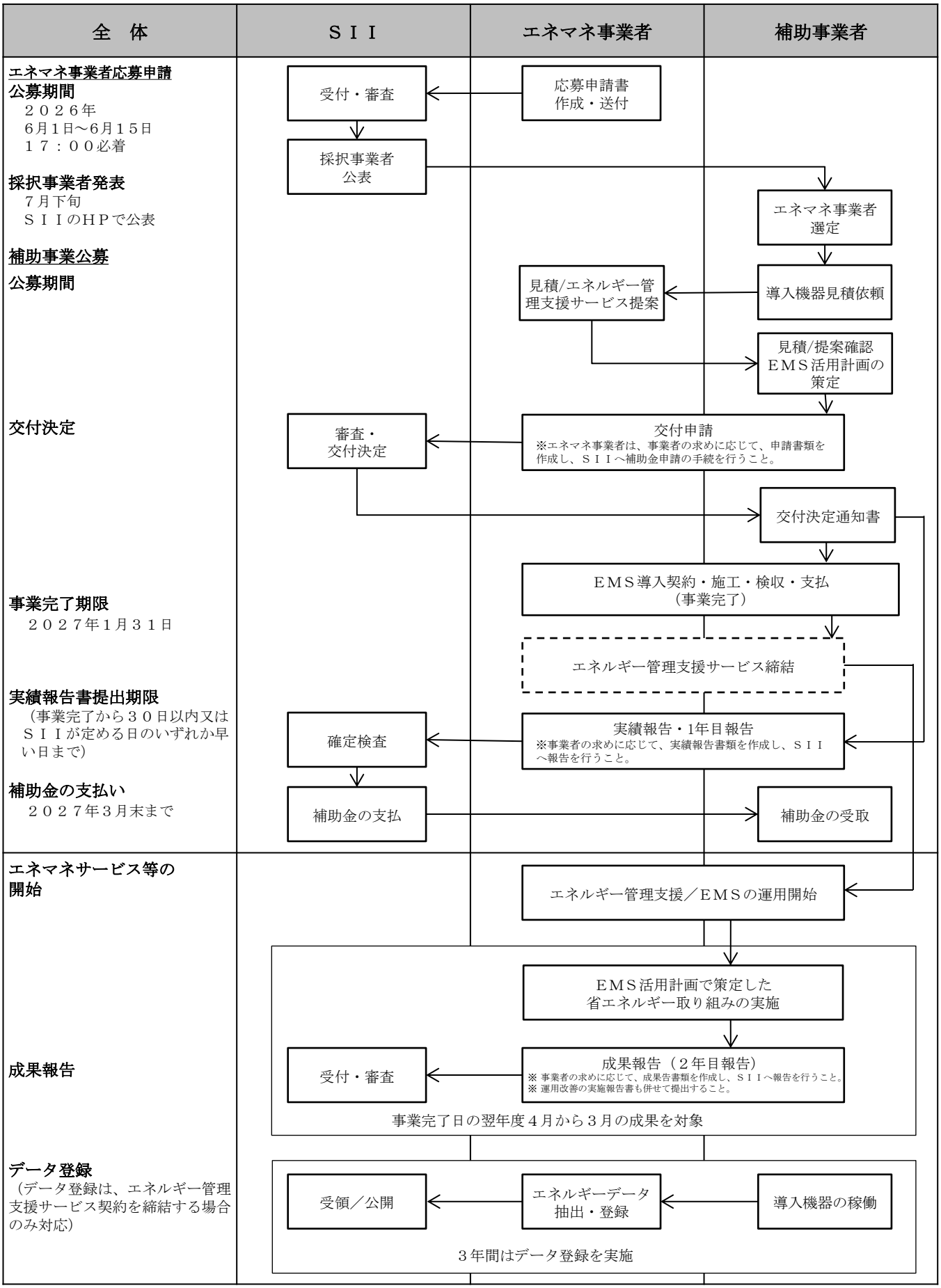

4－2 データ登録(オープンデータ)に関して

エネルギーデータ（属性情報・３０分値・月間値）は、専用のシステムから登録を行う。操作方法等の詳細は、個別事業で採択されたエネマネ事業者にのみ資料を配布するが、報告データフォーマットは、ＳＩＩのＨＰで公開されているものを確認すること。

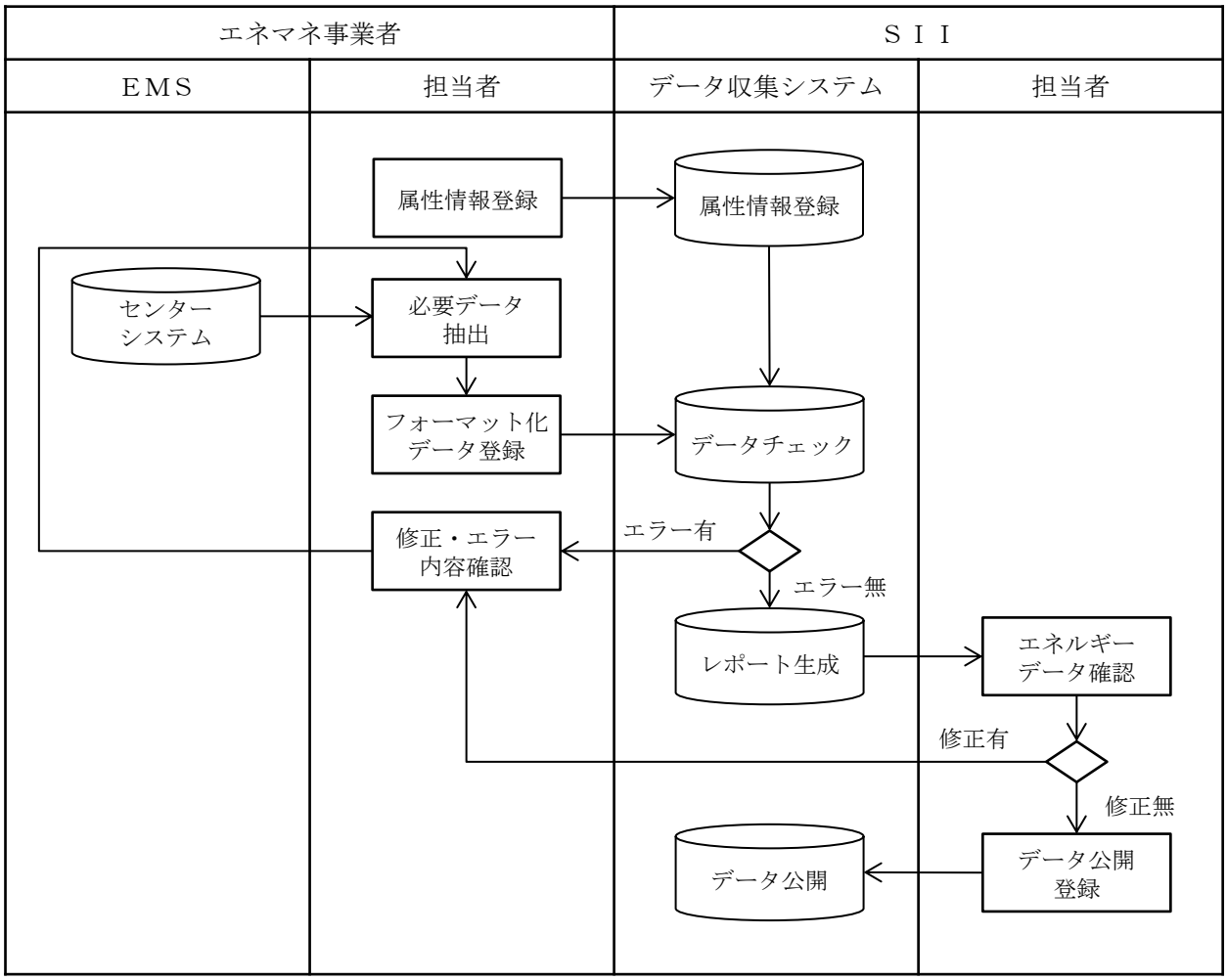

- 自動データチェックで異常値がある場合は、データ登録を受け付けることができない場合がある。
  - 登録された属性情報と登録データに差がある。（例：照明計測有で照明データ無）
  - 計測値が大きすぎるもしくは小さすぎる。（床面積比、契約電力比　等）
  - 欠損もしくは計測値「０」が多すぎる。
  - 空調と照明の計測値が逆の可能性。
  - 子メーターの合計値が全体値を超えているなど。

- 報告されたデータは、事業所が特定できない状態で原則公開する。
  - ロードカーブ
  - エリア、業種、契約電力など。

※ 提出方法や時期については、エネマネ事業者担当者や補助金申請担当者へ別途案内する。

※ ＳＩＩへデータ提供することについて、予め補助事業者に適切な同意を取得するものとする。

※ データ登録は、エネルギー管理支援サービス契約を締結する場合に限る。

5. エネマネ事業者の応募方法

5. エネマネ事業者の応募方法

5－1 応募の流れ

令和７年度補正予算「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」及び「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の両事業におけるエネマネ事業者の応募申請を統合して行うため、応募申請に係る手続きを各事業で行う必要はない。

応募申請を行う事業者はＳＩＩホームページ（https://sii.or.jp/）にてアカウントを取得し、エネマネ事業者ポータルにログイン。必要事項を入力して、１つの応募申請書類を作成すること。

なお、令和６年度補正予算「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」及び「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」のエネマネ事業者に登録されているエネマネ事業者も新規応募申請となるため、ＳＩＩホームページにてアカウントを取得すること。

公募要領を確認
エネマネ事業者の応募要件（Ｐ．９）が全て満たすことを確認する。

↓

必要書類の用意
エネマネ事業者ポータルへ情報を入力するために必要な添付書類を揃える。

↓

応募申請エネマネ事業者
（注）令和６年度補正予算「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」及び「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」のエネマネ事業者に登録されているエネマネ事業者も新規応募申請となるため、ＳＩＩホームページにてアカウントを取得すること。

↓

ＳＩＩホームページにてポータルアカウント登録

↓

エネマネ事業者ポータルへの入力
（注）ポータルに入力する内容は応募申請書類の内容と必ず一致させること。

↓

応募申請書類の作成
入力した情報を確認の上、書類作成機能から指定書類を出力すること。

↓

応募申請書類のアップロード・提出
提出書類を全て揃え適切にファイリングして提出期限までにＳＩＩへ郵送すること。

↓

ＳＩＩによる審査
具体的な実績・技術支援の教育方法等の詳細をＳＩＩが求めた場合は対応すること。

↓

ＳＩＩによる採択
応募情報をもとにエネマネ事業者ＰＲシート（システム機器・サービスなど）を公開する。

応募申請に際し、質問等はメール（ ems01@sii.or.jp ）のみ受付。
個別に来社頂いての質問はご遠慮ください。

5－2 提出書類

●は提出必須　○は該当する場合提出

No	書類名称	様式	提出者		注意事項
			幹事社	コンソ	
1	（様式１）エネマネ事業者応募申請書	ポータル出力	●	-	押印は不要。なお、社内決済ルール等により必要な場合は、押印も可とする。
2	（別紙）エネマネ事業者応募申請書	ポータル出力	-	●	押印は不要。なお、社内決済ルール等により必要な場合は、押印も可とする。
3	（様式２）事業者概要書	ポータル出力	●	●	
4	（様式３）実施体制図	ダウンロード アップロード	●		コンソーシアムを構成する場合、コンソーシアムの範囲と各社の役割がわかるように記載すること。
5	（様式４）システム概要書・確認書	ポータル出力 アップロード	●		複数のシステム・機器を提案する場合は、システム・機器ごとに１枚ずつ作成・提出すること。
6	（別紙１）役員名簿	ダウンロード	●	●	書類提出時点の、全ての役員を記載すること。（執行役員を除く。）
7	商業登記簿謄本	自由書式	●	●	発行から６か月以内のもの。原本コピー可、オンライン請求ＰＤＦ可。
8	会社概要	自由書式	●	●	会社パンフレット等。会社概要がわかるＨＰのキャプチャ等可。
9	決算書	自由書式	●	●	• 直近１年分で単独決算の貸借対照表を添付すること。表紙も添付のこと。 ※連結決算の場合は単独決算書を添付すること。（決算短信でも可。）
１０	コンプライアンス体制図	自由書式	●	●	社内で決済されたコンプライアンス遵守の仕組みがわかる規定と体制図を提出すること。
１１	情報セキュリティポリシー等	自由書式	●	●	• 社内で決済された情報管理における取り組みがわかる資料。 • 第三者認証を取得している場合、認証証明書、社内規定のコピー等。
１２	システム・機器の概算見積り	自由書式	●		様式４におけるイニシャルコストの概算見積り。（全システム分）
１３	エネルギー管理支援サービス契約書（案文可）	自由書式 アップロード	○	○	• ＳＩＩが指定するエネルギー管理支援者要件の①～④の支援が提供できる文言を反映すること。 該当箇所にはラインなどを引いて、アップロードすること。（手引き参照） • コンソーシアムを構成する場合で、サービス内容やフォーマットが異なる場合は全コンソーシアム分提出すること。 • 補助事業の実施において必要な条項は反映すること ※情報の取り扱いに関することや補助金の返還など
１４	エネルギー管理支援における省エネルギー実績報告の実施例（書名、書式は各社による）	自由書式	●	○	• 過去５年において、補助事業に限らず、省エネルギー実績報告書等とその内容を踏まえた改善事例等の実施例を提示すること（顧客名称はマスキングしてもよい。） • 計測に基づいた分析レポートと改善提案の記載があること。 • コンソーシアムを構成する場合で、サービス契約書が異なる場合は全コンソーシアム分提出すること。
１５	ＥＭＳ導入実績の根拠となる実施例	自由書式	●	○	• 過去５年において、補助事業に限らず、導入実績（導入時期、事業者の業種、延床面積、システム構成図）が確認できること。 • 要件を満たした機能を実装しているＥＭＳの導入が確認できること。 ※デマンドコントローラのみの導入は該当しない。
１６	誓約書類	ポータル出力	●	●	• 誓約書および暴力団排除に関する誓約事項 • コンソーシアムを構成する場合は、全事業者が記入すること。 • 押印は不要。なお、社内決済ルール等により必要な場合は、押印も可とする。
１７	カタログ類　ＥＭＳ、構成製品のカタログまたは仕様書	自由書式	●		• 提案するＥＭＳのシステム概要、構成する製品のスペック、価格等がわかる書類を添付すること。 • カタログが無い場合も製品のスペック等が説明できる資料を添付すること。 ※審査においては価格等、補足の説明書類のご提出を依頼する場合もあります。
複数のエネマネ事業者でコンソーシアムを構成する場合					
１８	コンソーシアム締結契約書（案文可）	自由書式 アップロード	●		エネマネ事業者の応募申請にあたり、コンソーシアム各社間で交わす契約書。（本資料Ｐ．１１参照）

※　高度型ＥＭＳを登録申請する場合、上記提出書類に加え、Ｐ．１７記載の書類も提出すること。
※　高度型ＥＭＳまたは見える化型ＥＭＳを導入し、サービス契約を締結しない事業のみを実施する場合は、№１３の提出は不要とする。ただし、サービス契約を行わない旨の書類を提出すること。（指定書式）
※　提出書類No. １～６およびNo. １６については、印刷を片面印刷で行うこと。
※　提出書類名称を記載したインデックス付の中仕切りを挿入すること。（書類自体にはインデックスを付けない。）
※　該当提出書類は、全て出力しファイリングのうえ提出すること。

5. エネマネ事業者の応募方法

5－3 提出方法

- 提出書類に<u>不備・不足等があると選考の対象にならない場合がある</u>ので注意すること。
- 指定様式の書類は、原則すべての項目について記載すること。
- 関係箇所が判別し難い書類（カタログや価格表、契約案等）は付箋やマーカーで目印をつけること。

◆ファイルの作成方法

応募申請書は『正』『副』各１部、合計２部作成。
『副』は『正』をそのまま複写し、担当者が保管すること。

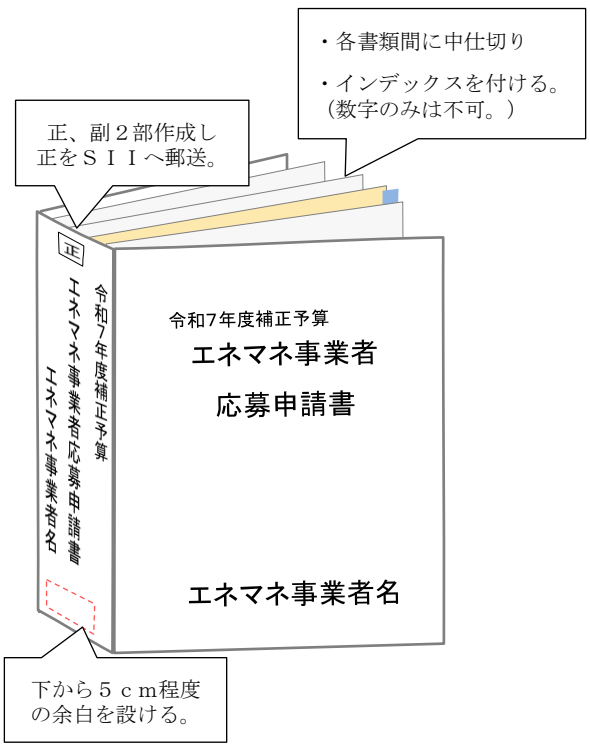

【注意事項】

- 該当書類はＡ４ファイル（２穴・ファイルの形状問わず）綴じとし、**表紙及び背表紙に事業名称、申請書名称及びエネマネ事業者名を記載すること。**
- ファイルは、書類に応じた厚さにすること。
- 全ての書類は穴を開け、直接ファイリング。
（クリアフォルダには入れない。）
書類の左に十分な余白をとり、記載部分に穴がからないようにすること。
- 袋とじは不可。
- 書類のホッチキス止め不可。
- 各書類の最初には、「提出書類一覧」に示す提出書類名称を記載したインデックス付の中仕切りを挿入すること。
（書類自体にはインデックスを付けない。）
提出書類は、全て写しをとり控え書類『副』を作成、保管すること。保管書類をもってＳＩＩからの問い合わせに対応できるようにすること。
写し書類で申請することがないようにすること。

5－4 応募申請期間

令和８年６月１日（月）　～　令和８年６月１５日（月）１７時必着

※提出書類は、原則配送状態が確認できる手段で郵送すること。（直接、持参は不可。）

5－5 お問い合わせ･提出先

【お問い合わせ先】
ＴＥＬ　０３－５５６５－４７７３（受付時間：平日　10:00～12:00、13:00～17:00）
Ｍａｉｌ　ems01@sii.or.jp　※原則、メールでの問い合わせのみ受付。

【エネマネ事業者応募申請書ファイル提出先】
〒１０４－００６１東京都中央区銀座２-１６-７銀座２丁目松竹ビル６階
一般社団法人環境共創イニシアチブ　事業第１部
令和７年度補正予算　エネマネ事業者担当　宛

６. 応募申請書の作成例

■ 書類について

区　分	説　明
ポータル出力	エネマネ事業者ポータルに入力した内容が、指定の書類形式で出力される。
ダウンロード	ＳＩＩのＨＰからフォーマットをダウンロードし、必要事項を記入して提出すること。
アップロード	作成した書類をエネマネ事業者ポータルへアップロードすること。
自由	指定様式は無いため、各エネマネ事業者で用意すること。

6－1（様式1）エネマネ事業者応募申請書

ポータル出力

（様式１）

○○○○ 年　　○月　　○○日

令和７年度補正省エネ補助金共同事業体　代表幹事
一般社団法人　環境共創イニシアチブ

代表理事 殿

住　　所　　東京都中央区●●町目●番●号

申 請 者　　事業者名　　○○株式会社

代表者名　　代表取締役　環境　太郎

役職は登記簿と合わせること。

押印は不要。
なお、社内決済ルール等により
必要な場合は、押印も可とする。

令和７年度 エネマネ事業者 応募申請書

令和７年度省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金におけるエネマネ事業者として、応募申請いたします。
なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金交付規程、及びエネマネ事業者公募要領（令和８年６月１日）の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」における
エネルギー需要最適化型の事業の実施を計画していない場合でも、本応募申請書を提出すること。

ポータル出力

○○○○ 年　　○月　　○○日

令和７年度補正省エネ補助金共同事業体　代表幹事
一般社団法人　環境共創イニシアチブ

代表理事 殿

住　　所　　東京都中央区●●町目●番●号

申 請 者　　事業者名　　○○株式会社

代表者名　　代表取締役　環境　太郎

役職は登記簿と合わせること。

押印は不要。
なお、社内決済ルール等により
必要な場合は、押印も可とする。

令和７年度 エネマネ事業者 応募申請書

令和７年度省エネルギー投資促進支援事業費補助金におけるエネマネ事業者として、応募申請いたします。
なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、省エネルギー投資促進支援事業費補助金交付規程、及びエネマネ事業者公募要領（令和８年６月１日）の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」における
エネルギー需要最適化型の事業の実施を計画していない場合でも、本応募申請書を提出すること。

6－2（別紙）エネマネ事業者応募申請書

ポータル出力

（別紙）

○○○○ 年　　○月　　○○日

令和７年度　エネマネ事業者　応募申請書
（コンソーシアム事業者）

令和７年度省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金及び省エネルギー投資促進支援事業費補助金におけるエネマネ事業者として、応募申請いたします。

住　　所　　東京都中央区●●町目●番●号

事 業 者　　事業者名　　○○株式会社

代表者名　　代表取締役　環境　太郎

役職は登記簿と合わせること。

押印は不要。
なお、社内決済ルール等により
必要な場合は、押印も可とする。

6－3（様式2）事業者概要書

ポータル出力

（様式２）　　（　　／　　）

事 業 者 概 要 書

１．事業者情報

フリガナ	○○カブシキガイシャ
事業者名	○○株式会社
所在地	〒 ○○○○○○○○ 東京都中央区○○町○丁目○番○号
代表者氏名	環境　太郎
設立年月日	○○○○年○月○日　　1,000
業種	製造業　／　電気機械器具製造業
会社ＨＰ	https://www.○○○.co.jp

Ｐ．４５の「日本標準産業分類」を参考に選択すること。

２．担当者情報

ＳＩＩから直接問合せが可能な実務担当者情報を入力すること。
事業責任者等を記載しないこと。

住所	〒 ○○○○○○○ 東京都中央区○○町○丁目○番○号		
所属	○○事業部		
役職	主任		
担当者氏名	○○　○○	携帯電話番号	○○○○○○○○○○○
電話番号	○○○○○○○○○○	ＦＡＸ番号	○○○○○○○○○○
ＭＡＩＬ	○○○@○○○.co.jp		

複数の担当者に配信されるグループアドレスではなく、
個人アドレスとすること。グループアドレスを登録する場合は、
担当者が責任を持ってＳＩＩからの連絡に対応すること。

３．決算情報

	資産合計（百万円）	負債合計（百万円）	純資産合計（百万円）
最新期	1,000	300	700

４．エネルギー管理支援サービス件数

	最新期	１期前	２期前	３期前	４期前	最新期までの合計
件数	20 件	10 件	10 件	15 件	15 件	80 件

５．EMS導入件数

	最新期	１期前	２期前	３期前	４期前	最新期までの合計
件数	25 件	10 件	10 件	15 件	15 件	80 件

各期の集計期間は、４月～３月とする。
※ 自社の決算期ではない。
※ 詳細については、別途公開の「エネマネ事業者応募申請の手引き」を参照すること。

6－4（様式３)実施体制図

ダウンロード　アップロード

（様式３）

実　施　体　制　図

事業者名	○○株式会社					
コンソーシアム事業者名 ※該当者のみ	1	株式会社××	7		13	
	2	株式会社○○	8		14	
	3	株式会社△△	9		15	
	4		10		16	
	5		11		17	
	6		12		18	

※幹事社・コンソーシアム事業者を明確にすること。
※ＥＭＳの販売及び施工をコンソーシアム外で行う場合は、体制図に記載すること。

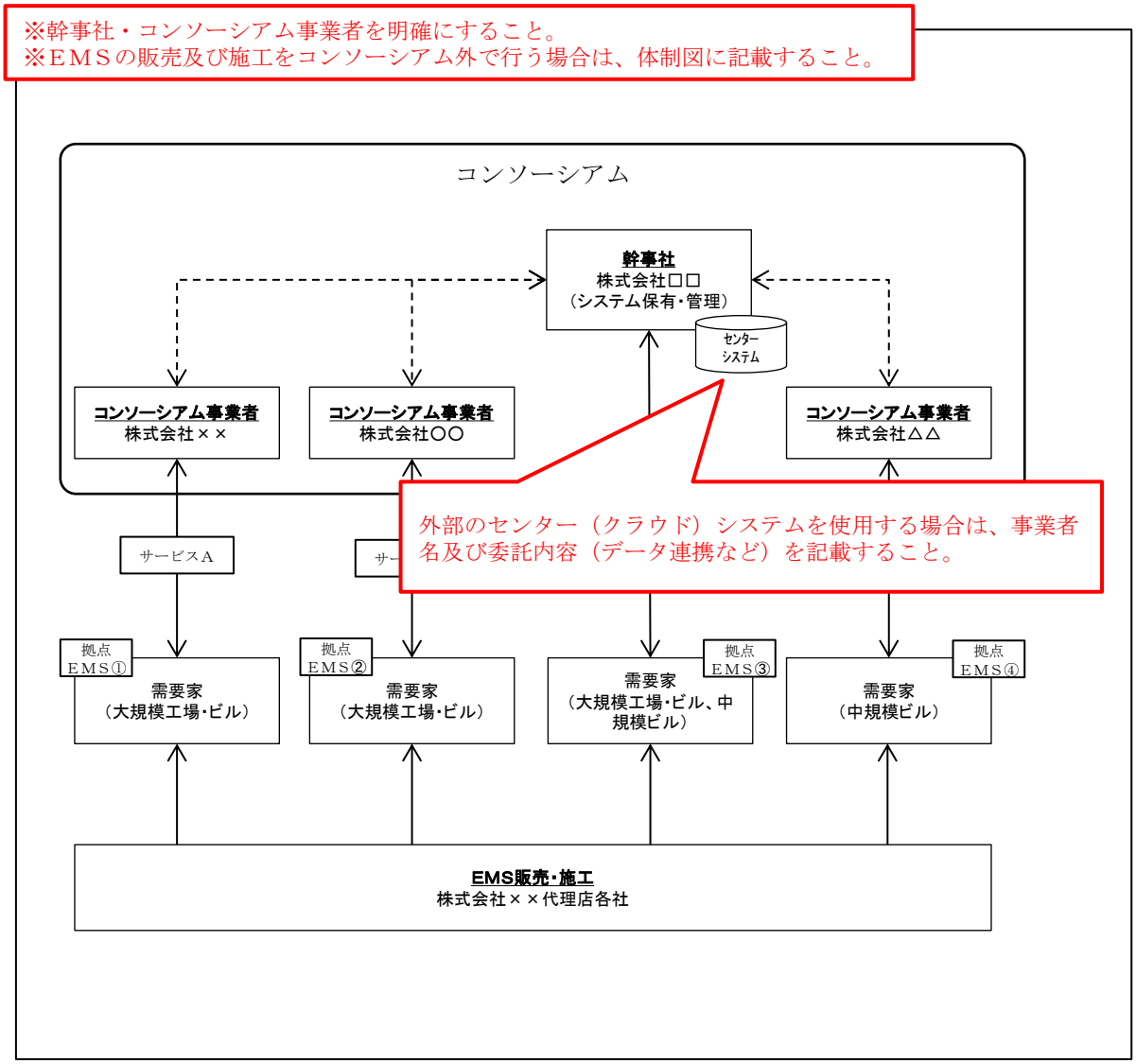

6－5（様式4）システム概要書

ポータル出力　**アップロード**

ポータルより出力したフォーマットのセル幅やサイズなどを変更しないこと。

（様式４）　　○○株式会社

システム概要書

ポータルより出力し、幹事社名が記載されていること。

１．システムスペック

システム・機器名称	○○EMS・Ｓｔａｎｄａｒｄ		
対象業種	卸売業、小売業、金融業・保険業、医療、福祉	対象規模	☑ 低圧 ☐ 高圧小口 ☐ 高圧 ☐ 特別高圧
最大計測点数	無制限	計測可能エネルギー種	☑ 電力 ☐ ガス ☐ 油 ☐ 熱 ☐ 水 ☐ その他（　　）
最大制御点数	500	制御可能機器	☑ 空 ☐ 照 ☐ 冷 ☐ 自 ☐ コ ☐ ボ ☑ 蓄 ☐ 生産 ☐ 他（　　）
スタンドアロン利用変更	有償	スタンドアロン利用方法	○○○

6－6（様式４）システム確認書

ポータル出力

図は「②制御型ＥＭＳ」の事例
様式の詳細は別途公開される手引きを参照のこと。

○○株式会社

システム・機器名称				
区分	Ｎｏ.	項目	確認	要件
導入拠点	1	エネルギーの計測（※１）	○	
	2	見える化	○	
	3	接続機器の制御	○	
	4	制御ログの保存	○	
	5	短期的な通信遮断への対応（※２）	○	
	6	スタンドアロン稼働	有償 （無償）	
センターシステム	7	遠隔管理	○	
	8	データ保存（※３）	○	
	9	デマンドレスポンス（通知／制御機能）	○	

各システム要件を確認し、要件を満たす説明をポータルへ入力すること。
「見える化型ＥＭＳ」および「高度型ＥＭＳ」における記入については、手引き参照。

継続方法を選択し、継続使用の対応方法を要件の欄に入力すること。

※１　電気、ガス、石油、熱等の外部購入エネルギー。内部で発生する熱等は対象外。
※２　２４時間以上は拠点EMSにデータを保存できること。
※３　指定報告フォーマット（属性・月間値・３０分値）はＳＩＩのホームページからダウンロードして確認すること。

システム・機器番号：GEK-00001

6－7（別紙１）役員名簿

ダウンロード

（別紙１）

役 員 名 簿

コンソーシアムを構成して申請する場合は
全事業者分提出すること。

氏名 カナ	氏名	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
カンキョウ　タロウ	環境　太郎	S	45	01	02	M	○○株式会社	代表取締役社長
エネ　マネコ	絵根　真似子	S	48	12	02	F	○○株式会社	専務取締役
ミエルカ　ススム	見得留化　進	S	46	12	24	M	○○株式会社	取締役営業本部長

・登記簿謄本に記載されているすべての役員を記入すること。
・執行役員は除くこと。
・書ききれない場合は２枚目を作成すること。

（注）
役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で１マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で１マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は２桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。
また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

6－8 誓約書

ポータル出力

コンソーシアムを構成して申請する場合は
全事業者分提出すること。

○○○○ 年　○月　○○日

令和７年度補正省エネ補助金共同事業体　代表幹事
一般社団法人　環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

住　所　東京都中央区●●町目●番●号

申請書　事業者名　○○株式会社

代表者名　代表取締役　環境　太郎

押印は不要。
なお、社内決済ルール等により
必要な場合は、押印も可とする。

令和７年度省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金及び
省エネルギー投資促進支援事業費補助金における
エネマネ事業者の業務における遵守事項誓約書

当社は、令和７年度省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金及び省エネルギー投資促進支援事業費補助金において、補助事業者と共同でエネルギー需要最適化型を実施する者（以下、「エネマネ事業者」という。）の採択を受けるにあたり、以下事項を遵守することをここに誓約いたします。

- エネマネ事業者公募要領に定めるすべての事項を遵守します。
- 補助事業を申請するにあたっては、令和７年度補正省エネ補助金共同事業体が定める補助事業の交付規程、公募要領の規定・基準・義務等すべてについて遵守します。
- 本事業への申請に際し、幹事社単体およびコンソーシアム事業者の組織として会社の承認を得たうえで申請していることを遵守します。

6－9 暴力団排除に関する誓約事項

ポータル出力

コンソーシアムを構成して申請する場合は
全事業者分提出すること。

○○○○ 年 ○ 月 ○○ 日

事業者名 ○○株式会社

下記記載の「暴力団排除に関する誓約事項」について熟読し、理解の上、これに同意します。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

6－10（参考）エネマネ事業者PRシートについて

エネマネ事業者の採択後、エネマネ事業者ポータルに入力された情報を基に「エネマネ事業者ＰＲシート」を作成しホームページに公開する。（ＰＲシートはＳＩＩで作成する。）

多くの一般の事業者が情報閲覧することを踏まえ、**略式名称等の入力は避け、わかりやすい表記・表現で入力**すること。

また、誤字脱字のないよう、注意すること。

エネマネ事業者ＰＲシート

事業者概要

事業者名	ＥＮＥＭＡＮＥ株式会社
部署名	省エネ事業部
電話番号	00-0000-0000
対応日	平日（祝日除く）
対応時間	10：00～17：00
対応エリア	全国 北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄
ホームページ	http●●●

エネルギー管理支援サービス

No	サービス名称	ESCO	基本月額費用	サービス概要
1			1 万円／月	○○○

6－11 （参考）日本標準産業分類

大分類		中分類	分類項目名
A	農業,林業	01	農業
		02	林業
B	漁業	03	漁業（水産養殖業を除く）
		04	水産養殖業
C	鉱業,採石業,砂利採取業	05	鉱業,採石業,砂利採取業
D	建設業	06	総合工事業
		07	職別工事業（設備工事業を除く）
		08	設備工事業
E	製造業	09	食料品製造業
		10	飲料・たばこ・飼料製造業
		11	繊維工業
		12	木材・木製品製造業（家具を除く）
		13	家具・装備品製造業
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業
		15	印刷・同関連業
		16	化学工業
		17	石油製品・石炭製品製造業
		18	プラスチック製品製造業
		19	ゴム製品製造業
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業
		21	窯業・土石製品製造業
		22	鉄鋼業
		23	非鉄金属製造業
		24	金属製品製造業
		25	はん用機械器具製造業
		26	生産用機械器具製造業
		27	業務用機械器具製造業
		28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
		29	電気機械器具製造業
		30	情報通信機械器具製造業
		31	輸送用機械器具製造業
		32	その他の製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業
		34	ガス業
		35	熱供給業
		36	水道業
G	情報通信業	37	通信業
		38	放送業
		39	情報サービス業
		40	インターネット附随サービス業
		41	映像・音声・文字情報制作業
H	運輸業,郵便業	42	鉄道業
		43	道路旅客運送業
		44	道路貨物運送業
		45	水運業
		46	航空運輸業
		47	倉庫業
		48	運輸に附帯するサービス業
		49	郵便業（信書便事業を含む）
I	卸売業,小売業	50	各種商品卸売業
		51	繊維・衣服等卸売業
		52	飲食料品卸売業
	卸売業,小売業（続き）	53	建築材料,鉱物・金属材料等卸売業
		54	機械器具卸売業
		55	その他の卸売業
		56	各種商品小売業
		57	織物・衣服・身の回り品小売業
		58	飲食料品小売業
		59	機械器具小売業
		60	その他の小売業
		61	無店舗小売業
J	金融業,保険業	62	銀行業
		63	協同組織金融業
		64	貸金業,クレジットカード業等非預金信用機関
		65	金融商品取引業,商品先物取引業
		66	補助的金融業等
		67	保険業（保険媒介代理業,保険サービス業を含む）
K	不動産業,物品賃貸業	68	不動産取引業
		69	不動産賃貸業・管理業
		70	物品賃貸業
L	学術研究,専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関
		72	専門サービス業（他に分類されないもの）
		73	広告業
		74	技術サービス業（他に分類されないもの）
M	宿泊業,飲食サービス業	75	宿泊業
		76	飲食店
		77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N	生活関連サービス業,娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
		79	その他の生活関連サービス業
		80	娯楽業
O	教育,学習支援業	81	学校教育
		82	その他の教育,学習支援業
P	医療,福祉	83	医療業
		84	保健衛生
		85	社会保険・社会福祉・介護事業
Q	複合サービス事業	86	郵便局
		87	協同組合（他に分類されないもの）
R	サービス業（他に分類されないもの）	88	廃棄物処理業
		89	自動車整備業
		90	機械等修理業
		91	職業紹介・労働者派遣業
		92	その他の事業サービス業
		93	政治・経済・文化団体
		94	宗教
		95	その他のサービス業
		96	外国公務
S	公務（他に分類されるものを除く）	97	国家公務
		98	地方公務
T	分類不能の産業	99	分類不能の産業

7. 個人情報保護方針

7. 個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

１．個人情報の取得について

一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「ＳＩＩ」といいます。）は執行する令和７年度補正予算「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」および「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」（以下「本事業」といいます。）の実施に関わるエネマネ事業者公募のため、以下「２．」に記載する情報を本事業の実施期間にわたり取得します。これらの取得した情報を、「３．」に記載する利用目的で利用し、「５．」に記載する範囲・目的で提供することに、エネマネ事業者は同意するものとします。
ＳＩＩの個人情報保護方針は以下をご確認ください。
https://sii.or.jp/privacy/

２．取得する情報

ＳＩＩは、エネマネ事業者公募から本事業の実施期間にわたり、以下の情報を取得します。
① 氏名、住所、電話番号、メールアドレス等のエネマネ事業者情報
② 問い合わせ窓口等、本事業にてエネルギー需要最適化型の事業を実施するエネマネ事業者に係る情報
③ その他、本事業に必要な情報

なお、エネマネ事業者等がＳＩＩに提供する上記の情報に、コンソーシアム事業者情報等、エネマネ事業者が自ら取得した個人情報が含まれる場合、ＳＩＩへの提供およびＳＩＩから国等への提供に対して適切な同意を取得するものとします。

３．利用目的

ＳＩＩは「２．」で取得した情報を以下の目的で利用します。
① エネマネ事業者公募の審査、管理、連絡等
② エネマネ事業者公募以降の本事業の審査、管理、事業進捗状況の把握等
③ ＳＩＩの執行する他の補助金事業を含む各種情報案内、アンケート・調査等の実施
④ その他、本事業の運営に必要な業務

４.第三者への提供について

ＳＩＩは「２．」で取得した情報を、以下の場合および「５．」へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行いません。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目などを明示し、ご本人に同意いただいたものに限ります。

① 法令により提供を求められた場合
② 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
③ 国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

５．エネマネ事業者公募における提供先及び提供情報について

エネマネ事業者公募では、以下の表に示す提供先、利用目的で取得情報を匿名加工は行わずに※1提供します。各提供先にエネマネ事業者公募で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等の明示を行います。

提供先※2	利用目的	提供情報	提供方法	備考
国	• 本事業の申請状況・効果分析 • その他省エネに資する調査・研究等	２.①②③	メール、Ｗｅｂストレージ等	
一般	• 本事業のうちエネルギー需要最適化型における事業の公募	採択決定事業者名、問い合わせ先電話番号　等	ＳＩＩ　ＨＰへの掲載	公開情報に直接的な個人情報は含みません

※１　氏名、電話番号等の直接的な個人情報を含まない場合でも、1:1で紐づく情報は個人情報として扱う
※２　「８.」に示す外部委託先は提供先として扱わない

６．匿名加工情報の提供について

本事業では、ＳＩＩのホームページ等で省エネルギー分野における技術やサービスのさらなる向上に寄与することを目的として、「２．」で取得した情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行ったうえで、外部へ提供する場合があります。
提供時には、利用目的を明示し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得します。
ＳＩＩの匿名加工情報に関するポリシーに関しては、以下をご確認下さい。
https://sii.or.jp/anonymous_processing/index.html

７．個人情報提供の任意性

個人情報が提供されない場合、利用目的を遂行できないことがあります。

８．外部委託

ＳＩＩは「２．」で取得した情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社等へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することがあります。委託会社等に対しては、適切な管理および保護を行います。

９．開示請求等について

ＳＩＩが保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応いたします。手続きは下記の相談窓口までご連絡ください。ご請求内容を確認のうえ、対応いたします。

＜相談窓口＞
一般社団法人環境共創イニシアチブ
個人情報取扱管理担当
p-support@sii.or.jp

［書類郵送先］　〒104-0061
東京都中央区銀座2-16-7 銀座2丁目松竹ビル6階
一般社団法人 環境共創イニシアチブ 事業第1部
令和7年度補正予算 エネマネ事業者担当 宛

［問い合わせ先］　TEL ： 03-5565-4773（受付時間：平日 10:00～12:00、13:00～17:00）
Mail： ems01@sii.or.jp

［SIIホームページ］　https://sii.or.jp/